

いすみ市耐震改修促進計画（案）

令和 7 年

いすみ市

いすみ市耐震改修促進計画

目次

はじめに	1
第1 計画の目的等	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象区域	2
5 対象建築物	2
第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模、被害の状況	3
2 耐震化の現状	5
3 耐震改修等の目標の設定	6
第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	7
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	7
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	7
3 優先的に耐震化すべき建築物	8
4 重点的に耐震化すべき区域	8
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	8
6 地震時の総合的な安全対策	9
7 いすみ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・公表	10
第4 啓発及び知識の普及に関する事項	10
1 地震防災マップの作成・公表	10
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	10
3 パンフレットの作成・配布等	11
4 自治会等との連携	11
第5 所管行政庁との連携に関する事項	11
1 法による指導等	11
2 建築基準法に基づく勧告、命令等	12

第6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	12
1	関係団体との連携	12
2	その他	12

資料

1	法における規制対象一覧	13
2	緊急輸送道路一覧	16
3	関係法令等	17

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものと言われています。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に建築に着手した、いわゆる旧耐震基準で施工された住宅・建築物でした。この教訓を踏まえて、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

さらに、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震など、大きな地震が頻発し、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がり、「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月中央防災会議決定）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされました。これを受け平成18年1月に法が改正され、国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が示されました。

その後、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震などの大規模な地震が頻発しており、今日では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模な地震発生危険性が切迫している状況にあるとの認識が広がっています。

このようなことから、本市においては、耐震改修促進計画を定め、県、市及び市民等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

第1 計画の目的等

1 計画の目的

市は、市内既存建築物の耐震化に向けた施策を計画的かつ総合的に進め、それによって大規模地震発生時の人的被害、経済的被害を最小限に抑え、災害に強い安全なまちを実現することを目的として、いすみ市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、耐震化の推進に努めます。

2 計画の位置付け

本計画は、法第4条の規定により定められた「基本方針」及び法第5条の規定により定められた「千葉県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）に基づき、また、「いすみ市総合計画」、「いすみ市地域防災計画」等を踏まえ、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和12年度までとし、耐震化の目標設定や耐震化を促進するための施策を定めます。なお、本計画の内容については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

4 対象区域

本計画の対象区域は、いすみ市全域とします。

5 対象建築物

本計画の対象建築物は昭和56年5月31日以前に工事着手した耐震関係規定※に適合しない建築物とします。

これは、阪神・淡路大震災の事例をもとに、それらの建築物に多くの被害が見られたことによるものです。

ただし、平成12年5月31日以前に工事着手した木造住宅の中には、壁の配置の偏りや接合部の金物の不足により、現行の基準を満たさないものがあることから、このような住宅についても対象とします。

なお、国、県が管理する建築物については、それぞれの機関が独自の方針、計画に基づき耐震改修を進めていくことから、対象外とします。

※ 耐震関係規定とは、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定をいいます。

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

いすみ市地域防災計画（令和3年度修正）において、近い将来大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を想定しております。

想定される地震の規模等は、表1のとおりです。

表1 想定される地震の規模等

NO.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約 50 km	プレート内部
2	東京湾北部地震	7.3	約 28 km	プレート境界
3	千葉県東方沖地震	6.8	約 43 km	プレート内部
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約 14 km	活断層

(2) 被害の概要（いすみ市地域防災計画（令和3年度修正）から抜粋）

地震による建物被害と人的被害

地震による建物被害と人的被害の想定は、内閣府の「地震被害想定支援マニュアル」を用いて実施し、想定にあたっての設定条件は、次のとおりです。

ア 想定震度

市域で最も大きい震度である震度6強を設定し、地表最大速度は、100 (kine) としました。

イ 発災時期及び時間

発災時間を平日午後6時と設定し、人的被害想定 of の基になる人口データは、夜間（常駐）人口を使用しました。また、火災に対する条件を厳しくするため、季節は冬季としました。

ウ 火災被害条件

ここでは風速7 m/s、耐火構造率20%、経過時間20分を設定しました。

エ 地震被害想定の結果

地震による建物被害と人的被害の想定には、地区別の人口及び建物（木造・非木造別、築年代別）データを用いました。

建物に関する被害では、市全域で建物全損棟数が 13,404 棟（市内全棟数の 35.79%）、建物全壊棟数が 4,101 棟（同 11.0%）と想定されました。ここで、全壊とは建物の物理的な倒壊をいい、全損は全壊建物に加えて、使用に耐えないものを含めています。

火災による被害では、市全域で焼失棟数が 3,770 棟（同 10.1%）、火災による死者は 528 名となり、建物の倒壊による死者 105 名とあわせて、死者の合計は 633 名と想定されました。また、建物の倒壊による負傷者は、5,857 名と想定されました。

地震被害想定一覧（いすみ市地域防災計画（令和 3 年度修正）から抜粋）

基礎データ	建物棟数	木造	32,956
		非木造	4,496
		計	37,452
地震動による建物被害	建物全損棟数	木造	13,051
		非木造	353
		計	13,404
地震動による人的被害	建物全壊棟数	木造	4,025
		非木造	76
		計	4,101
	死者数		105
	負傷者数		5,857
火災による建物被害及び人的被害	延焼面積（㎡）		330,720
	焼失棟数		3,770
	火災死者数		528
死者数合計			633

2 耐震化の現状

住宅・市有建築物の現状

ア 住宅（平成30年住宅・土地統計調査より。）

市内の住宅戸数は、14,810戸（戸建て住宅：13,800戸、共同住宅等：1,010戸）と推計されます。

そのうち、耐震性がある住宅戸数は、11,590戸（戸建て住宅：10,606戸、共同住宅等：984戸）であり、耐震化率は、約78.2パーセントと推計されます。

住宅の耐震化の現状

	総数 (a+c)	昭和55年以前(a)		昭和56年以降（耐震性有）(c)	耐震化率 (b+c) / (a+c)
			うち耐震性があると推定できる住宅(b)		
住宅全体	14,810戸	5,385戸	2,165戸	9,425戸	78.2%
戸建て住宅	13,800戸	5,069戸	1,875戸	8,731戸	76.8%
共同住宅等	1,010戸	316戸	290戸	694戸	97.4%

※戸数は、住宅・土地統計調査 H30 の表 10-1 より引用

※「住宅全体」の戸数は、「戸建て住宅」+「共同住宅等」で計算

※「戸建て住宅」と「共同住宅等」の建築時期不詳戸数は、新旧に按分

イ 市有建築物

市有建築物の総棟数は25棟あり、昭和56年5月以前に建築された建築物は、そのうち60%にあたる15棟となっています。

令和6年3月における耐震化の状況としては、昭和56年5月以前に建築された15棟のうち13棟が耐震性のある建築物であり、昭和56年6月以降に建築された10棟と合わせて92%となっています。

市有建築物の耐震化の現状

用途	昭和 5 6 年 5 月以前		昭和 5 6 年 6 月以降	合計	現状耐震 化率	目標耐震 化率	目標達成に 必要な耐震 化棟数
	耐震性 なし	耐震性 あり					
市庁舎	0	0	1	1	100.00%		
学校	14	1	6	20	95.00%		
社会福祉 施設等	0	0	2	2	100.00%		
劇場	0	0	1	1	100.00%		
その他	1	1	0	1	0%		
合計	15	2	10	25	92.00%	100.00%	1

※「目標耐震化率」及び「目標達成に必要な耐震化棟数」は千町小学校（閉校）を除く

3 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和 3 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を令和 1 2 年までにおおむね解消することを目標に定めています。

本計画では、国・県の方針や市内の耐震化状況をふまえ、住宅の耐震化率の目標を令和 1 2 年度までに 9 5 % とします。

市有建築物

災害時において庁舎では被害情報の収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物が防災や応急活動の拠点として活用されることとなります。

市で所有する特定建築物については、重点的に耐震化の促進に取り組んだ結果、概ね全ての施設の耐震改修が完了しています。今後は、「いすみ市公共施設等総合管理計画」、「いすみ市公共施設個別施設計画」の基本的な方針に基づき、耐震化を図っていくこととします。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策が自らの生命と財産の保全につながることを建築物の所有者及び管理者等（以下「所有者等」という。）自身が認識し、問題意識をもって取り組むことが不可欠です。そのため、市は建築物の所有者等に対し、地震の危険性と建築物の耐震化の必要性について、意識啓発及び知識の普及に努めます。

市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修等の情報提供や相談体制、助成制度等の環境整備を行い、支援策については、国・県の施策と連動・連携し、建築物の種類・所有者の特性や、優先的に耐震化に着手すべき建築物を考慮して、実施に努めるものとします。

市は、特定建築物については、所管行政庁（県）が法に基づく指導等や建築基準法に基づく命令等を実施する際に、必要に応じて情報提供を行います。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

昭和56年5月31日以前に工事着手した木造戸建て住宅の耐震化を推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修等への補助制度を活用しながら、建築物の所有者等がそれらを円滑に実施できるよう支援しています。（いすみ市木造住宅耐震診断補助金及びいすみ市木造住宅耐震改修工事補助金）

また、令和6年度から、住宅内の一部に強固な構造の空間（シェルター）を作り、家屋が倒壊しても一部屋の空間を維持する支援や就寝中に住宅が倒壊しても安全な空間を確保する防災ベッドなどの支援をしています。（いすみ市木造住宅居住空間耐震化事業補助金）

（1）いすみ市耐震診断補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅に関して、住宅を所有する者が行う耐震診断費用等の一部について、国・県と協調して補助する制度を導入しています。

（2）いすみ市耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅に関して、住宅を所有する者が、耐震診断結果に

基づき行う耐震補強工事に係る改修費用等の一部について、国・県と協調して補助する制度を導入しています。

(3) いすみ市木造住宅居住空間耐震化補助制度

平成12年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅に関して、住宅を所有する者が、市が実施する簡易耐震診断結果に基づき行う居住空間耐震化に係る費用（耐震シェルター、防災ベッド）の一部について補助する制度を導入しています。

(4) いすみ市ブロック塀等改修補助制度

地震の発生時における通学路等での人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、通学路等に面するブロック塀等の撤去又は改修を行う者に対し、費用の一部について補助する制度を導入しています。

(5) 耐震診断、耐震改修等に関する情報の提供

耐震診断、耐震改修等に関する支援制度等についての情報提供を行います。

3 優先的に耐震化すべき建築物

建築基準法が改正される昭和56年以前に建てられた旧耐震基準建築物は、地震によって倒壊などの被害を受ける可能性が高く、耐震化に向けた取り組みが求められています。

市内の旧耐震基準建築物については、木造戸建て住宅が大半を占めていることから、戸建て住宅の耐震化を優先的に取り組むものとします。

4 重点的に耐震化すべき区域

市街地の防災に関する機能を確保するうえで、市街地の環境の整備改善を図る必要性が高いとされる大原商店街、長者商店街、椎木商店街、荻谷商店街について、重点的に耐震化を促進します。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は、次の道路とします。なお、緊急輸送道路を法第6条第3項第2号に規定する沿道の建

建築物の耐震化の促進を図ることが必要な道路とし、これらの道路の沿道の建築物について、県と連携して耐震化の促進を図ります。

(1) 緊急輸送道路

「千葉県地域防災計画」及び「いすみ市地域防災計画（令和３年度修正）」において、地震発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された道路 ※資料２参照

(2) 避難路

地域住民が避難場所等まで安全に到着するための市道及び国県道等

6 地震時の総合的な安全対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっております。エレベーターには、建築基準法による報告が毎年度義務付けられています。県はエレベーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとしており、市は県と連携して対応します。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このため、県は所有者等に対し落下物防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して対応します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第３９条第３項において特定天井の構造が規定され、平成２５年国土交通省告示第７７１号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。このため、県は所有者等に対し建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下防止対策を講ずるよう促すこととしており、市は県と連携して対応します。

(4) ブロック塀対策の推進

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。このため、県は所有者等に対しパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なコンクリートブロック塀等の撤去、改善の指導を行うこととしており、市は県と連携して対応します。

7 いすみ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・公表

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等への直接的な耐震化を促す取り組み、耐震診断を実施した住宅への耐震改修を促す取り組み、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等を図ることが重要です。

こうしたことから、「いすみ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、毎年度、その進捗状況を把握・評価するとともに同プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化の促進を図ります。

第4 啓発及び知識の普及に関する事項

1 地震防災マップの作成・公表

市は、建築物の所有者等の防災意識の啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を公表しています。

地震防災マップは、「揺れやすさマップ」、「地域危険度マップ」から構成されています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

市は、建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関係団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

(2) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関係団体や建築技術者等に対して要請します。

3 パンフレットの作成・配布等

(1) パンフレットの作成・配布

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口に常備し配布します。

(2) 耐震相談会の実施

市は、建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施するよう努めます。また、県が実施する耐震相談会を活用し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図ります。

4 自治会等との連携

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された消防団や自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である行政区や自治会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。

そこで、市は、行政区や自治会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレットの配布等により、耐震化の促進を図ります。

第5 所管行政庁との連携に関する事項

1 法による指導等

法第15条の規定により、所管行政庁（県）は、特定建築物の所有者に対して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができるかとされています。

また、所管行政庁（県）は、特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、必要な指示をすることができ、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるかとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

2 建築基準法に基づく勧告、命令等

建築基準法第10条の規定により、所管行政庁（県）は、著しく保安上危険と認められる建築物について、その所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができるとされています。

また、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置を命ずることができるとされています。

市は、特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

2 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資料1 法における規制対象一覧

(1) 特定建築物一覧

※義務付け対象は、旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館				

遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
公衆浴場	以上	以上	以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1 / 2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）		
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

(2) 特定建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線 ヘ 導爆線、導火線 ト 信号炎管、信号火箭、煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 10 t 5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く。)	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56 × 36 × 17 mm) で7,200個、約120 kg。

資料2 緊急輸送道路一覧

緊急輸送道路一覧

路線名	路線名
一般国道128号線	市道0101号線
一般国道465号線	市道0102号線
茂原夷隅線（85号線）	市道0133号線
天津小湊夷隅線（82号線）	市道0135号線
夷隅太東線（153号線）	市道0118号線
夷隅瑞沢線（151号線）	市道0117号線
太東停車場線（229号線）	市道4236号線
一宮椎木長者線（152号線）	市道4295号線
夷隅長者線（154号線）	市道0106号線
夷隅御宿線（176号線）	市道0212号線
勝浦布施大原線（174号線）	市道0120号線
大原港大原停車場線（175号線）	市道0146号線

資料3 関係法令等

平成七年十月二十七日法律第二百二十三号
建築物の耐震改修の促進に関する法律

平成七年十二月二十二日号外政令第四百二十九号
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

国土交通省告示第百八十四号（平成十八年一月二十五日）
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針